

2019年度 一般社団法人 日本特殊教育学会 実践研究助成公募要領

1 目的

日本特殊教育学会は、地域における特別支援教育の発展と現職教員等正会員の専門性向上に寄与するため、地域における現職教員等の優れた実践的研究に対して助成するものである。

2 助成対象および応募資格

本学会会員のうち、常勤の現職教員等の正会員が企画、実施する実践的研究を対象とする。地域の関係者（非会員も含む）との共同研究を歓迎する。

研究代表者は、本学会の正会員として3年以上で、応募時に当該年度の学会年会費を納入している者とする。

3 助成金額と採用予定件数

1件当たり、20万円までとする。

採用予定は、年3件までとする。

4 助成期間

助成は、年度はじめの4月から年度終わりの3月までの1年間とする。

5 応募時期

所定の申請書(様式1)を作成の上、平成30年12月3日(月)までに学会事務局に提出する。申請書の入手方法および提出先は下記を参考のこと。

6 研究助成の決定

選考委員会で審査し、理事会の承認を経て、応募者に結果を通知する。

選考基準は次のとおりである。

- 1) 研究の目的と研究助成の目的との整合性、研究の独創性
- 2) 研究計画として、スケジュールの具体性や研究経費の妥当性
- 3) 期待される研究成果の具体性と地域における特別支援教育の発展性、社会的有用性
- 4) 申請研究にいたる地域における特別支援教育等に係る実践研究の実績

7 助成研究の成果等の報告

研究成果は、事業報告として機関誌「特殊教育学研究」に掲載するとともに、次年度の大会の学会企画実践ワークショップにおいて話題提供を行う。

なお、当該研究の成果発表にあたっては、日本特殊教育学会の助成研究であること

を明記する。

上記の義務を果たしていない場合には助成金の返還を求められることがある。

8 申請書の入手先

申請書は、日本特殊教育学会 HP ; <http://www.jase.jp/> からダウンロードする。

[研究助成申請書（様式1）](#)

9 研究助成金の使途と報告

- 1) 助成金の使途は、研究活動に必要な旅費、消耗品費、通信・運搬費、資料・印刷費などとする。ただし、研究機器・備品費は5万円以内、人件費は全額の20%以内とする。学会参加費・旅費は認めない。
- 2) 助成を受けた者は、収支の状況を所定様式で2020年4月末までに理事長宛に提出する。

<申請書提出先>

一般社団法人 日本特殊教育学会 事務局

〒305-0005 茨城県つくば市天久保 2-20-7 レガートホソダ 203

TEL : 029-851-7778 FAX : 029-886-8180